

平成二十八年五月三十日提出
質問第三二二六号

配偶者からの暴力および性暴力に対する相談体制に関する質問主意書

提出者 本村賢太郎

配偶者からの暴力および性暴力に対する相談体制に関する質問主意書

平成二十七年度犯罪白書によれば、平成二十六年度の強姦件数は千二百五十件、強制わいせつ件数は七千四百件である。しかし、法務総合研究所の調査によれば、性暴力に遭い、被害を届け出る女性はわずかに十三・三パーセントとなっており、実際の件数は大きく膨らむことが想定される。また、内閣府が平成二十六年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によれば、性暴力に遭ったことを「相談した」のは三十一・六パーセント、「相談しなかった」は六十七・五パーセントとなっており、相談したなかでも警察に相談したのはわずかに四・三パーセントにとどまっている。

また、警察庁によれば、平成二十六年度における配偶者からの暴力事案の認知件数は、五万九千七十二件となり、過去最多となっている。殺人も百二件発生しており、約三・六日に一人が配偶者からの暴力によって命を落としている。

これらを踏まえ以下質問する。

- 一 配偶者からの暴力および性暴力の被害者が、適切かつ早急に相談できる体制を整える必要があると考え
るが、政府の見解は。

二 政府は現在、DV相談ナビや女性の人権ホットラインなどを設置している。また、各都道府県警察においても性犯罪相談電話、地方自治体の相談窓口の情報提供などを行っていることは承知している。しかし、これらは夜間対応を行っていないものがほとんどである。他方、政府が平成二十三年二月～三月に実施したパープルダイヤル事業において、女性相談者向け回線に寄せられた八千九百七十件の相談のうち、三十八・四パーセントにあたる三千四百四十六件は十八時～八時の間にかけられた電話である。性暴力に遭った被害者の相談する割合の低さを考慮しても、「相談したいと思ったときに相談できる」体制を整えることが重要であると考えるが、政府の見解は。

三 平成二十二年に出された国連の「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」では、女性二十万人に一か所、被害者に必要十分なサービス、妊娠検査、緊急避妊、性病・怪我の治療、心理的ケアを、警察に被害届を出すか否かに関わらず公費で提供するレイプ・クライシスセンターを設置することとされている。平成二十八年五月一日現在、我が国における女性の人口は概算値で六千五百二十一人であり、約三百二十六か所のレイプ・クライシスセンターの設置が求められていることになる。センターの設置について、政府としてどのように取組んでいくのか伺う。

右質問する。